

経済産業省

輸出注意事項 23 第 27 号

平成 23・12・19 貿局第 2 号

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 23 年 12 月 26 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局 492 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 23 年 12 月 26 日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 後			現 行														
<p>(略)</p> <p>1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 用語の解釈</p> <p>外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易外省令及びこの通達における用語の解釈は、別紙1に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 使用とは、操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理をいう。</p> <p>カ～ソ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (略)</p> <p>3 税関長の確認等 (略)</p> <p>別紙1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外為令別表の項</th> <th>外為令別表中解釈を要する語</th> <th>解 釈</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td><u>使用</u></td> <td><u>外為令別表の1の項における「使用」は、操作、据付（現地据付を含む</u></td> </tr> </tbody> </table>			外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	<u>1</u>	<u>使用</u>	<u>外為令別表の1の項における「使用」は、操作、据付（現地据付を含む</u>	<p>(略)</p> <p>1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 用語の解釈</p> <p>外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易外省令及びこの通達における用語の解釈は、別紙1に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 使用とは、操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、<u>分解修理等の設計、製造以外の段階</u>をいう。</p> <p>カ～ソ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (略)</p> <p>3 税関長の確認等 (略)</p> <p>別紙1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外為令別表の項</th> <th>外為令別表中解釈を要する語</th> <th>解 釈</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈															
<u>1</u>	<u>使用</u>	<u>外為令別表の1の項における「使用」は、操作、据付（現地据付を含む</u>															
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈															
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																

		。)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理等の設計、製造以外の段階をいう。
2～16	(略)	(略)

別紙2～別紙4 (略)
 参考様式1～4 (略)

2～16	(略)	(略)

別紙2～別紙4 (略)
 参考様式1～4 (略)